

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

- 1 実施期間：令和6年12月23日（月）から令和7年1月21日（火）まで
- 2 意見数：4名／58件
- 3 提出された意見等に対する市の考え方：以下のとおり

【募集結果一覧表】

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
1	－	－	全体	空家の活用	本計画は緑のまちづくりに関する計画であるため、空き家の活用に関する事項は計画に含まれませんが、本市といたしましては、空き家については、個人の財産である建物や土地が所有者により適切に管理できるよう取り組んでおります。
2	－	－	全体	高齢化対策	本計画は緑のまちづくりに関する計画であるため、高齢化対策に関する事項は計画に含まれませんが、本市といたしましては、高齢化対策については、第10期桶川市高齢者福祉計画及び第9期桶川市介護保険事業計画などに基つき事業を進めております。
3	－	－	全体	ゴミの分別化（細分化）	本計画は緑のまちづくりに関する計画であるため、ごみの分別に関する事項は計画に含まれませんが、本市といたしましては、ごみの分別については、現在進めている川島町との1市1町によるごみ処理広域化の進捗を踏まえ検討しております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
4	—	—	全体	市民参加・参画が一切ない状態での作成は、市民を軽視している。また、市民との協働を理解せず、環境問題の本質も理解していない。前計画では、序章として、基本計画の位置づけから目標、検討体制など丁寧な策定過程があるがそれがない。検討体制では、アンケート、素案の公開、市民懇談会、策定委員会という経過をたどっているが、事前の市民に対する説明会や市民の参加する策定委員会もなく、極めてずさんである。700万円近いコンサル料を支払いながら、税金の無駄遣いである。すみやかに反省し、今回のパブコメの多様な意見を尊重し、修正を求める。	本計画策定にあたり実施いたしました、市民の皆様の市政への参加を促進する制度であるパブリック・コメントでは、頂いたご意見を踏まえ、計画に反映いたします。本計画策定にあたりましては、市民緑地の管理や市のイベント等にご協力を頂いている主に桶川市民で構成されるボランティア団体との意見交換、市民や市内事業者に対するアンケート、策定検討委員会などを実施いたしました。委託料につきましては、緑の現況分析やその他専門性を有する業務など、計画策定における支援を委託業務とし、効率的に計画策定作業を進めるため、指名競争入札手続きを経て609万4千円でコンサルタント事業者と委託契約を締結いたしました。
5	—	—	全体	法改正が抜けているという、基本的欠陥がある。環境の認識、勉強が不足している。	「第1章 計画の概要」の「2 計画策定の背景」では、日本の動きとして都市緑地法等の改正について記載しております。8ページの図においては、直近の令和6年の改正ではなく、大きな改正のあった平成29年の改正を示しております。
6	—	—	全体	前計画との対比や達成度がなく、行政の継続性として、問題がある。市民にとっても、これまでの計画を市がどのように取り組んできたのか、また不足しているかが見えず、都合の良い計画と受け止めざるを得ない。	これまでの計画における市の取組につきましては、39ページ以降に前計画の進捗状況として施策の主な実績を記載しております。また、42ページ以降に目標水準の達成状況や課題を記載しております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
7	—	—	全体	前計画50P 多様な公園緑地等の機能の整備 従来のスポーツ・レクリエーションだけでなく、住民要望や将来のレクリエーション需要を十分に考慮し、多様なレクリエーションが可能となる公園緑地や、地域の歴史や文化を表現する機能を持った施設の整備をします。に、計画－旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場（歴史公園）とあるが、歴史公園になっていない。歴史公園について、記述すべき。	前計画を見直した平成25年時点では、施設整備の方向性として旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場（歴史公園）と記載しておりますが、平成28年に建物5棟が市の文化財に指定され、令和2年には桶川飛行学校平和祈念館として整備されましたことから、本計画においては、歴史公園の整備の方向性として記載しておりません。
8	—	—	全体	前計画では、「都市緑地法等に基づく指定メリット」の説明がある。今回の改正により、よりメリットが増していることもあり、どこかに、注釈や説明を入れて市民の理解を増やすべきである。	市民の皆様にわかりやすい計画とするため、頂きましたご意見を踏まえ、資料編として用語解説を追加し、市民緑地など地域制緑地指定のメリット等について記載いたします。
9	—	—	全体	計画の推進体制や検証、見直しがない。前計画では、(1)計画の進行管理(2)計画の進行評価(3)計画の見直しと具体的な取り組みがある。どんなずさんな計画であっても、すべて進行管理と見直しは盛り込まれている。その意味では欠陥であり信じられない計画である。 前計画では、「概ね5年ごとに目標数値や施策の進捗状況・達成度 など、計画の進行を評価し、その結果についても公表します。」「また、市民等や事業者から意見を求めて、計画の進行管理上の課題を検討し、解決を目指していきます。計画の進行評価に基づき、そのときの社会状況などを鑑み、必要に応じて計画の見直しを行います。また、その結果についても公表します。」と、きわめて真面目な計画となっている。これらをすべて、計画に入れていただきたい。	本計画は令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和26年度（2044年度）を目標年度とする20年間の計画期間としており、関連する諸計画との連携等を図り、計画の進行管理を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしています。頂きましたご意見を踏まえ、「第6章 計画の推進」を追加いたします。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
10	—	—	全体	令和6年度の『都市緑地法』改正に伴う生物多様性施策の欠如について 「緑の基本計画」は、『都市緑地法』に基づき市町村が定める法定計画であるため、『都市緑地法』の動向が決定的に重要である。しかし、今回公表された「桶川市緑のまちづくり基本計画（案）」では、P2やP8に平成29年に法改正された記載があるものの、昨年の令和6年5月に改めて改正公布されていることの実関係が把握されていない。従って今回の改正の主要論点のひとつである国際的な環境政策であるネイチャーポジティブ達成に向けた生物多様性保全対策の強化拡充策が、全く反映されていない。 具体的には、法改正では生物多様性保全に資する緑地確保の進展が極めて不十分な現状から、『都市緑地法』に位置づけられている「特別緑地保全地区」の指定促進や、企業や市民参加を想定した指定区域の保全管理活動の増進等の取組みが、強く求められていた背景がある。 今回提示された緑のまちづくり基本計画（案）は、必要に応じて見直しを行うとは記されているが、基本的には令和7年度から26年度までの20年間を計画期間としており、長期にわたって桶川の緑のまちづくりを拘束する行政計画となることは、間違いない。従って、この基本計画（案）検討に際して最も重視すべき直近の法改正により強化が求められた施策が抜けていた以上、令和7年度内に拙速に策定・公表すべきでないと考える。 特に、他市町の「緑の基本計画」と比較した時、桶川の計画（案）で検討が不足しているのが、『都市緑地法』第4条第2項にある「保全配慮地区」が全く設定されて	令和6年の都市緑地法等の改正の主な概要としましては、国主導による戦略的な都市緑地の確保、地方公共団体に代わって緑地の整備を行う制度創設等の支援、都市環境整備への民間投資の呼び込みなどがございます。 本計画においても国の動向を踏まえ、緑の持つ機能（環境保全機能、生物多様性保全機能など）を保全・活用する計画としており、46ページの「緑のまちづくりの将来像」として、緑の質・量両面での確保を目指すことを掲げています。 生物多様性保全に関する方針や施策については、58ページの「基本方針1 かけがえのない緑を守り、活かす ① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用」について記載するとともに、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区であることなどを考慮し、緑化重点地区を設け、緑地の保全と緑化の推進を図ることとしております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
				おらず、「緑化重点地区」のみが示されているため、緑地の保全施策が軽視されていると受け止めざるを得ない。こうした点は、今年度の法改正で重視されている点でもあり、もう一度「緑の基本計画」に盛り込むべき内容の構成を再検討すべきである。	
11	—	—	全体	「江川下流域」の具体的な保全整備方策の記載について 桶川・上尾の市境に位置する「江川下流域」は、平成14年段階で国（内閣府）による「首都圏における保全すべき自然環境」のひとつに選定され、また埼玉県による「江川流域づくり推進協議会」による提言では、公園緑地等として保全整備していく方向性が示され、その具体化が求められてきた。 こうした背景から、平成25年の「桶川市緑のまちづくり基本計画」では、江川下流地区について都市緑地(5ha)による湿地や河畔林を保全整備することが、図表や記述に明記されていた。 ところが、今回改正する基本計画（案）の「江川周辺地区（P75）」を見たところ、「江川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などの良好な生態系を有する自然環境であるため、関係機関との連携による保全に向けて、<u>地域制緑地の指定を検討</u>します。」となっている。 図（P76）においても、「都市緑地」として保全整備する記載が全く消され、市による主体的な取り組みは明らかに後退した計画（案）が記されるに至っている。 生物多様性施策の強化に関しては、「都市緑地法」の改正までが行われている中で、その保全整備への必要性の	第2次上尾市緑の基本計画では、「江川下流域の自然保全については、江川改修事業や上尾道路の事業の進捗状況、国や埼玉県の動向を踏まえて、特別緑地保全地区の指定を検討します。」などの記載がございますが、本計画においても「江川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などの良好な生態系を有する自然環境であるため、関係機関との連携による保全に向けて、地域制緑地の指定を検討します。」としています。 地域制緑地とは法令や条例等により緑の良好な保全が図られている地区であり、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区もこの中に含まれております。 本市といたしましては、江川改修事業や上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組の進捗や地元の皆様の意向を踏まえ、関係機関との連携により、自然環境を保全するための方策について検討し、江川下流の湿地等を保全していくための望ましい地域制緑地の指定等について検討してまいりたいと考えております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
				評価が定まっている江川下流域について、具体的な実現方策を不透明にし、先送りにすべきではない。 ちなみに、隣接する上尾市の緑の基本計画の改正（令和3年）では、「江川下流域の自然保全については、江川改修事業や上尾道路の事業の進捗状況、国や埼玉県の動向を踏まえて、<u>特別緑地保全地区の指定</u>を検討します。」と具体的な保全方策が明記され、現在それに向けた市民参加の保全調査団結成による事業化が進められている。 以上、江川下流域の保全整備方策について「第二次桶川市緑のまちづくり基本計画（案）」の記述は、世界や国が求めている生物多様性政策に逆行し、隣接市の「緑の基本計画」と比べても積極性を欠く検討が不十分な計画（案）であることが明らかである。 そのため、これまでの計画と同様に「都市緑地」による保全整備か、上尾市と同様に「特別緑地保全地区」の指定を進める計画に修正すべきである。	
12	3	第1章	1(4) 計画の対象とする緑	計画の対象とする緑のイメージは、前計画と同じだが、写真を添付したのは良いと思う。しかし、屋敷林・社寺林、公共施設の緑、商業地の緑、住宅地の緑の写真がない。4つの写真も入れていただきたい。	市民の皆様にわかりやすい計画とするため、頂きましたご意見を踏まえ、「屋敷林・社寺林、公共施設の緑、商業地の緑、住宅地の緑」の写真を追加いたします。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
13	4	第1章	1(5) 計画における緑地	計画における緑地 地域制緑地に、保全配慮地区が入っていない。2ページでは、平成29年（2017年）に都市緑地法や都市公園法等が改正されたとあるが、それが反映されていない。8ページには、国土交通省のホームページのポンチ絵がそっくりコピーされているにも関わらず、同じホームページにある「緑化重点地区」の説明は無視している。すなわち、都市緑地法第4条第2項第8号に規定される「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」として、具体的には、「駅前等のシンボルとなる地区・緑が少ない住宅地・風致地区等の都市の風致の維持が特に重要な地区・防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区・緑化の推進に関する住民意識が高い地区・エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区」として挙げられている。これらを市民に分かりやすく、記述する。	「(5)計画における緑地」では、計画における緑地を整理し対象とする緑地を示しております。緑化重点地区は「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」、保全配慮地区は「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項」として計画に基づき市が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する施策ですので、ここでは記載されません。また、8ページの①都市緑地法の改正では、計画策定の背景として主な動向を国土交通省のホームページなどの情報を引用し記載したものです。都市緑地法第4条に規定される緑の基本計画では「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。」とされており、同条第2項に掲げる事項をおおむね定めるものとされています。第10号に規定される「緑化重点地区」については、71ページ以降の第5章に説明等を記載をしておりますが、市民の皆様にはわかりやすい計画とするため、頂きましたご意見を踏まえ、資料編として用語解説を追加し、緑化重点地区について記載いたします。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
14	12	第1章	2(2)③ 土地区画整理事業に伴う公園整備	本市の状況で、公園について土地区画整理事業における公園整備のみ書かれ、都市公園法に規定する市民一人当たりの公園面積は、少ないにも関わらず、記述がない。前計画21ページでは「まだまだ少ない都市公園」というタイトルで、現状と県の状況が記載されている。都市緑地法の改正でも、計画の法定記載事項として、③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針が挙げられている。当市のように一人当たりの公園面積が極端に少ない自治体では、引き続き都市公園や緑地の拡大を目標にすべく、現況を正確に記述すべきである。そうでないと、すでに緑のまちづくりを放棄した、と市民には受け止められ、パブコメどころではない。都市公園法施行令では、「住民一人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たり敷地面積の標準は、5㎡以上とする。」とある。この政令と現実をしっかりと直視すべきである。	52ページに「3 都市公園の整備及び管理の方針」を記載し、「(1)整備の方針」では、都市公園の計画的な整備を推進するとともに、市全域で適正な規模や配置となるよう努めることとしています。都市公園法施行令では「区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。」と住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が示されております。12ページは、計画策定の背景として本市の状況を記載したものでございますので、頂きましたご意見を踏まえ、26ページの「(3)都市公園」に、「本市における、都市公園の住民一人当たりの敷地面積は、令和5年（2023年）3月時点において2.94㎡となっており、都市公園法施行令で示されている区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準を満たしていない状況となっております。」を追加いたします。
15	11	第1章	2(2)② 農地の保全	農地の保全 都市緑地法の改正部分「農地を緑地の一部として明確に位置付け、都市における農地の計画的な保全を図る」などの趣旨が述べられていない。	11ページ以降の「(2)本市の状況」は、前計画の見直し以降の緑に関連する本市の主な状況を記載したものです。農地の位置づけについては、4ページの「(5)計画における緑地」に農地が含まれていることを記載しております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
16	15	第1章	3(2) 歴史と沿革	市の概況 桶川の歴史で、「天明・寛政年間（1781年～1801年）に江戸の商人によって最上地方より種が伝わったといわれる紅花は、桶川を代表する主要な農産物となり「桶川臙脂」として知られました。」とあるが、桶川を代表する主要な農産物の文献は何か。歴史認識をきちんとしていただきたい。前計画の序章、歴史の中の記述より、表現が誇張されているのは、その後文献が発見された場合のみである。	前計画では、「天明・寛政年間（1781年～1801年）に江戸の商人によって最上地方より種が伝わったといわれる紅花は、「桶川臙脂」として有名になり、「桶川宿明細帳」にも産物として記されています。」と記載しております。これまでの文献においても、幕末にかけては、「最上紅花」に次ぐ生産量を誇るようになったとされており、「桶川臙脂」の名が付くほど有名になっていることから、市民に伝わりやすい表現にするため誇張することなく記載を改めさせていただきました。
17	25	第2章	1(2) 地域制緑地	地域制緑地に、保存樹林が載っているが、市の文化財・天然記念物、4本の樹木も入れるべき。	25ページでは、本市の緑の現状として地域制緑地の状況を記載しております。市の文化財・天然記念物は本計画において地域制緑地には含まれませんので記載しておりません。なお、市の文化財である天然記念物は、48ページの「かけがえのない緑を守り・活かす 概要図」に記載しております。
18	26	第2章	1(3) 都市公園	都市公園で、「これまで、都市公園については、人口増加等を背景とし、量的整備が重視されてきました。」とあるが、前述したように、桶川の都市公園一人当たりの面積は国の基準の3分の1以下である。それを棚に上げて質の向上を述べるのは、おかしい。「 当市のように公園面積が少ない自治体では、量の確保とともに質の向上も求められています。 」とする。	頂きましたご意見を踏まえ、「(3)都市公園」に、「本市における、都市公園の住民一人当たりの敷地面積は、令和5年（2023年）3月時点において2.94㎡となっており、都市公園法施行令で示されている区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の基準を満たしていない状況となっています。」を追加いたします。また、「質を高めていくことが重視されています。」について、「量とともに質を高めていくことが重視されています。」に修正いたします。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
19	26	第2章	1(3) 都市公園	「平成30年（2018年）に城山公園バーベキュー広場を整備した」とあるが、新設ならともかく、樹木を大量に伐採して、緑を無くして作ったものを特出するべきでない。	26ページでは、本市の緑の現状として都市公園の状況を説明しておりますことから、近年において整備や改修を行った都市公園を記載いたしました。緑は多様な機能を持っており、公園は、市民の交流と憩いの場としてレクリエーション機能を有しています。城山公園のバーベキュー広場の整備につきましても公園としての機能向上を図るため整備したことから記載いたしました。
20	28	第2章	1(4) 水辺の緑	水辺の緑 「上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた <u>希少動植物の保全と湿地再生など</u> 、環境保全の取組が行われています。」下線を入れる。	上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組としまして、本市も上尾道路（江川地区）環境保全対策検討会議に参加をしております。ご意見のとおり、本会議は希少動植物の保全や湿地再生のための取組であるため、頂きましたご意見を踏まえ、「希少動植物の保全や湿地再生など」を追加いたします。
21	29	第2章	1(6) 美しい田園景観等を形成する緑	美しい田園景観等を形成する緑に、 <u>近年耕作放棄地が増え、荒れた農地も点在しています。</u> を入れる。	29ページでは、本市の緑の状況として、美しい田園景観等を形成している緑に関する内容を記載しております。
22	37	第2章	2(3) 桶川市緑のまちづくり基本計画策定に係るボランティア団体との意見交換会	桶川市緑のまちづくり基本計画策定に係るボランティア団体との意見交換会に、江川周辺や荒川太郎右衛門地区の自然再生に携わっている団体が入っていないのはなぜか。その結果、生態系の保護に関する意見が全くない。桶川市は自然環境をおろそかにしている。	計画策定にあたりましては、市民の皆様の市政への参加を促進する制度であるパブリック・コメントや市民、市内事業者に対するアンケート、策定検討委員会などを実施いたしました。その一環で、市民緑地の管理や市のイベント等に協力を頂いている主に桶川市民で構成されるボランティア団体との意見交換会を実施いたしました。生態系の保全に関しましては、緑のまちづくりの将来像、基本方針、施策などにも記載しております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
23	37	第2章	2(3) 桶川市緑のまちづくり基本計画策定に係るボランティア団体との意見交換会	また、前計画では、動植物の生息状況が丁寧に記載されている。どれも貴重なものばかりだが、それらがどのようなのかの調査も状況の報告もない。致命的欠陥である。これらを正確に記述していただきたい。	前計画の策定以降、本市において動植物の生息状況の調査については実施に至っておりません。そのため、本計画では、58ページの施策2【生態系保全のための現況把握】に取り組んでまいります。
24	39	第2章	3(1) 施策の主な実績	基本目標 1 前計画の進捗状況に、城山公園バーベキュー広場の整備が、なぜ緑の拠点になるのか、削除を求める。	前計画におきましても城山公園は緑の拠点に位置づけられています。緑は多様な機能を持っており、公園は、市民の交流と憩いの場としてレクリエーション機能を有しています。緑の拠点となる城山公園の機能向上のための整備としてバーベキュー広場の整備を記載いたしました。
25	43	第2章	4(2) 緑の課題	課題 2 公共空間の緑の整備と管理、多様な需要を考慮した整備や管理など、緑の量的な確保だけでなく とともに 、質を向上させる必要があります。量が不足しているのに、だけでなくはおかしい。	本市といたしましても都市公園については量の確保とともに質の向上が必要と考えております。頂きましたご意見を踏まえ、「緑の量的な確保だけでなく、質を向上させる必要があります。」を「緑の量的な確保とともに質を向上させる必要があります。」に修正いたします。
26	43	第2章	4(2) 緑の課題	課題 3 緑とふれあう場の創出 市街地は、特に緑が減少傾向にあるため、公園や児童遊園地などを 増やし 、活用し、緑にふれあう機会を創出することや緑化のための新たな方策を検討する必要があります。公園がない地域もあるにも関わらず、活用どころではない。まず、整備ありきである。	課題3は、緑とふれあう場の創出に関する課題を記載しており、市街地は、特に緑が減少傾向にあるため、公園や児童遊園地などを活用し、緑にふれあう機会を創出することなどの必要性について記載しています。課題2で、公共空間の緑の整備と管理に関する課題を記載しておりますので、頂いたご意見を踏まえ、「緑の量的な確保だけでなく、質を向上させる必要があります。」について、「緑の量的な確保とともに質を向上させる必要があります。」に修正いたします。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
27	46	第3章	1(1) 将来像	緑のまちづくりの将来像 「うるおいと歴史をつなぎ 皆で育む みどりと調和したまち おけがわ」は、何のうるおいか意味不明。目的が必要。	緑のまちづくりの将来像「うるおいと歴史をつなぎ 皆で育む みどりと調和したまち おけがわ」では、本市の緑の特徴である、荒川、江川、元荒川などの河川やその周辺の水辺の緑を市民の皆様に訴えかける分かりやすいキャッチコピーとして、「うるおい」と表現しております。
28	46	第3章	1(1) 将来像	皆で育むのは、みどりと調和したまちなのか、木や花を植えるだけのまちに感じ取れる。「皆で守り育む 自然とみどり豊かな おけがわ」などにする。地球環境、生態系保全などの概念が見えない。一番重要なのは、気候変動などで自然破壊、変化する現状に対する危機意識と保全への行動だから。	緑のまちづくりの将来像「うるおいと歴史をつなぎ 皆で育む みどりと調和したまち おけがわ」では、緑を大切に守り育てるという意味を含め「育てる」ではなく「育む」と表現しております。また、緑は環境保全機能や生物多様性保全機能など多様な機能を持っており、市民の皆様に訴えかける分かりやすいキャッチコピーとして、「みどり」と表現しております。
29	48	第3章	2 基本方針1 かけがえのない緑を 守り・活かす	基本方針1 水害発生時に保水機能を有する緑を保全し活用を図ります。とあるが、保水機能を有する緑とは、田や農地、樹林などと変えた方がわかりやすい。	市民の皆様にわかりやすい計画とするため、頂きましたご意見を踏まえ、「河川敷や河川沿いの農地は、下流の水害発生や住宅地への浸水を抑制する働きがあります。水害発生時に保水機能を有する緑を保全し活用を図ります。」について、「河川敷、河川沿いの農地、樹林地などは、下流の水害発生や住宅地への浸水を抑制する働きがあります。このような水害発生時に保水機能を有する緑を保全し、活用を図ります。」に修正いたします。
30	48	第3章	2 基本方針1 かけがえのない緑を 守り・活かす	屋敷林や里山と呼ばれる雑木林などの樹林地や斜面林とする。	本市といたしましても、江川沿いなどの斜面林の保全は必要と考えております。頂きましたご意見を踏まえ、「屋敷林や里山と呼ばれる雑木林などの樹林地」について「古くからの植生を残す屋敷林、里山と呼ばれる雑木林、斜面林等の樹林地」に修正いたします。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
31	48	第3章	2 基本方針1 かけがえのない緑を 守り・活かす	泉福寺等の社寺林、原山古墳群等の歴史的資源を取り囲む樹林地、 古くからの武蔵野の植生を残す屋敷林（広葉樹林） などを入れる。保水機能を持つ広葉樹林も消滅しつつあり、ネイチャーポジティブの観点から必要。	本市といたしてましても、屋敷林は郊外における特徴的な緑の景観要素であり、保全していく必要があるものと認識しております。頂きましたご意見を踏まえ、「屋敷林や里山と呼ばれる雑木林などの樹林地」について「古くからの植生を残す屋敷林、里山と呼ばれる雑木林、斜面林等の樹林地」に修正いたします。
32	49	第3章	2 基本方針2 水と緑を つなぐ	基本方針2 緑の軸線(エコロジカルネットワーク)を入れる。その後の「水と緑のネットワーク」の前段はすべて緑のみで、水はない。その意味でエコロジカルネットワークが入ることで意味が通じる。	緑の軸線は、河川や周辺の水辺の緑を示しているため、緑の格子、緑の拠点とともに水と緑のネットワークを形成し、潤いのあるまちづくりを目指すこととしております。
33	50	第3章	2 基本方針3 身近な緑を 育み・ふれあう	基本方針3 桶川駅周辺を「桶川の顔」として緑の演出を図るとあるが、演出の意味不明。 創出 にする。	ここでは、桶川駅周辺を「桶川の顔」として、緑を効果的に見せることを示しているため、「緑の演出を図る」と記載しております。
34	50	第3章	2 基本方針3 身近な緑を 育み・ふれあう	緑豊かな市街地の創造を まちづくり を目指します。市民がイメージしやすい言葉が良い。	市民の皆様にわかりやすい計画とするため、頂きましたご意見を踏まえ、「緑豊かな市街地の創造を目指します。」について、「緑豊かな市街地を目指します。」に修正いたします。
35	51	第3章	2 基本方針4 身近な緑を 育み・ふれあう	基本方針4 緑のまちづくりに関係する市民等、事業者などに対する普及啓発等に努めます。とあるが、何を普及啓発するのか不明。協働による緑の保全と活用とダブるのか、市民に分かりやすく。	市民の皆様にわかりやすい計画とするため、頂きましたご意見を踏まえ、「協働による緑のまちづくりを推進するため、緑のまちづくりに関係する市民等、事業者などに対する普及啓発等に努めます。」について、「協働を推進するため、市民等、事業者などに対し、緑のまちづくりに関する普及啓発等に努めます。」に修正いたします。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
36	52	第3章	3(2) 管理の方針	管理の方針① 公園施設の安全性の確保に、 温暖化や異常気象に伴う病害虫の発生に注意し、樹木の丁寧な観察と管理に努めます。 を入れる。管理上、これから重要と なってくる。予算化のためにも必要。	近年、都市公園においてもカシノナガキクイムシやクビ アカツヤカミキリによる被害が発生しており、病害虫の 駆除や防除などの対策を実施しております。(2)管理の 方針②指定管理者制度等による維持管理に、「また、指 定管理者等と連携を図り、樹木の病害虫等に注視し、適 切な対応に努めます。」を追加いたします。
37	53	第3章	4(1) 目標の設定	緑のまちづくりの目標 公園の計画的な整備で、「今後 整備する城山公園の未整備区域である三ツ木城跡や近隣 公園等について、とあるが、三ツ木城のみ未整備地区と 優先するのはなぜか。 未整備地区の城山公園三ツ木城跡 や市街地の近隣公園等 に変える。	都市計画決定し一部未整備区域がある都市公園として城 山公園があります。また、整備に着手しておらず、未整 備となっており都市公園として近隣公園等が数か所ござ いますことから、このような記載としております。
38	56	第4章	1 緑のまちづくりの 施策の体系	基本方針 1 ①多くの動植物の生息域となっている緑の 保全と活用と③地域の資源となる緑の保全と活用 の違 いはいは何か。地域資源を市民にわかりやすく説明してい たきたい。	56ページは、緑のまちづくりの施策の体系を示したもの であり、施策の詳細は58ページ以降の「2 緑のまちづく りの施策」に記載しております。また、48ページにもあ りますように、①多くの動植物の生息域となっている緑 の保全と活用は、荒川、江川、元荒川などの河川やその 周辺の水辺の緑の保全と活用のことを指しており、③地 域の資源となる緑の保全と活用は、屋敷林や里山と呼ば れる雑木林などの樹林地、美しい田園景観等を形成する 農地などの保全と活用のことを指しております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
39	57	第4章	1 緑のまちづくりの施策の体系	57ページ 施策1で、3 生態系保全のための「地域制緑地の指定による土地所有者への支援」とあるが、前計画41ページでは、③生態系保全のための地域制緑地の設定とあり、5年以内に着手する計画となっている。10年経った現在、取り組んでこなかったとは、許されないことである。今回の都市緑地法改正による、補助金の増設や支援制度を有効に活用できるよう、一歩進んだ「 特別緑地保全地区 など、地域制緑地の指定による土地所有者の支援や管理」と、していただきたい。	前計画にある「生態系保全のための地域制緑地の設定」は、短期（五年以内）から長期（十年以上）にかけたスケジュールとしておりました。樹林地について、新たに市民緑地や保存樹林に指定した箇所もございますが、長期的に取り組んでいくべき施策であることから、引き続き、本計画においても58ページの施策3【生態系保全のための地域制緑地の指定】に取り組んでまいります。また、地域制緑地とは法令や条例等により緑の良好な保全が図られている地区であり、特別緑地保全地区も含まれておりますので、ご理解を賜りたく存じます。
40	58	第4章	2 基本方針1① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用	緑のまちづくりの施策 基本方針1 施策番号2 市内の緑を把握するための調査を実施し、とあるが、 生態系 の調査にする。生態系の頂点は、猛禽類である。緑だけ調査をすればよいという感じに受け止められる。また、前計画54Pでは「①現況の生態系の調査と問題点の把握 桶川市の動植物の生息状況は、市史編纂にあたって行われた昭和59年以降、継続的な調査が行われておりません。このことから、市内の緑の現況を把握するための調査を継続的に行い、データを蓄積し、それらに基づき問題点を抽出し、より適切な緑の保全が可能となるよう活用していきます。」と、丁寧に書かれているが、現在でも同じ状況にある。これらの記述を参考に、丁寧に説明を入れる。	5ページの「(6)緑の持つ機能」で整理したとおり、緑は環境保全機能や生物多様性確保機能を有しています。そのため、緑を把握するための調査には自然環境も含まれるものと認識しております。頂きましたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
41	58	第4章	2 基本方針1① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用	生態系の保全や新たな地域制緑地の指定などに活用を図ります。」とあるが、「指定に活用を図る」とは、意味不明。特別緑地保全地区など、地域性緑地の指定により、補助金や支援制度の活用を図ります、とする。前計画では、隣接する関係機関との協力で、「広域的な河川や道路などについては、緑の機能に配慮するよう関係機関と協力し進めていきます。特に荒川、江川については、関係する団体、隣接する自治体と協力し、生態系の保全を図っていきます。」とある。 上尾市の緑の基本計画では、「三又沼ビオトープや江川下流域の湿地帯は、江川改修事業や上尾道路の事業の進捗状況、国や埼玉県との動向を踏まえて、特別緑地保全地区の指定を検討します。」「市の原風景を構成する樹林地や湿地の水源涵養機能を備えた斜面林（P96参照）など、景観的、機能的に優れた緑の保全を進めます。また、動植物を保護するとともに、貴重な緑を将来に引き継ぐために特別緑地保全地区の指定に努めます。」とある。 江川周辺の湿地は、上尾市と桶川市が隣接し、両市で協力した生態系保全が必要な場所である。前計画を踏襲しているのであれば、特別緑地保全地区の検討には前向きであるべき。	地域制緑地とは法令や条例等により緑の良好な保全が図られている地区であり、特別緑地保全地区も含まれております。 本市としましても江川下流の湿地等は、生物多様性を守り、生態系を保全する貴重な緑であると認識しており、江川周辺地区については「緑化重点地区」として、本地区において重点的に緑化の推進に講じる主な施策などを掲げております。 本市といたしましては、江川改修事業、上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組の進捗や地元の方々の意向などを踏まえ、関係機関との連携により、自然環境を保全するための方策について検討し、江川下流の湿地等を保全していくための望ましい地域制緑地の指定等について検討してまいりたいと考えております。 頂きましたご意見を踏まえ、「市内の緑を把握するための調査を実施し、生態系の保全や新たな地域制緑地の指定などに活用を図ります。」について、「生態系の保全や新たな地域制緑地の指定などに活用を図るため、市内の緑を把握するための調査を実施します。」に修正いたします。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
42	58	第4章	2 基本方針1① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用	施策番号3 【生態系保全のための地域制緑地の指定】を、【生態系保全のための特別緑地保全地区の指定】に変える。理由は前述している。	地域制緑地とは法令や条例等により緑の良好な保全が図られている地区であり、特別緑地保全地区も含まれております。江川沿いの緑につきましては、江川改修事業、上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組の進捗や地元の方々の意向などを踏まえ、関係機関との連携により、自然環境を保全するための方策について検討し、江川下流の湿地等を保全していくための望ましい地域制緑地の指定等について検討してまいりたいと考えております。
43	58	第4章	2 基本方針1① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用	荒川近郊緑地保全区域北側の荒川沿いや江川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などにサクラソウやサワトラノオなど県の条例指定種が生育する、良好な生態系を有する自然環境であり、関係機関との連携により、る保全に向けて、特別緑地保全地区地域制緑地の指定を検討し、保全します。にする。ネイチャーポジティブを、実態化していただきたい。また、写真は、前計画にあるような、サクラソウトラスト地か、サワトラノオなどを入れて、夢のあるものにしていきたい。前計画では、隣接する関係機関との協力、広域的な河川や道路などについては、緑の機能に配慮するよう関係機関と協力し進めていきます。特に荒川、江川については、関係する団体、隣接する自治体と協力し、生態系の保全を図っていきます。	地域制緑地とは法令や条例等により緑の良好な保全が図られている地区であり、特別緑地保全地区も含まれております。江川沿いの緑につきましては、江川改修事業、上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組の進捗や地元の方々の意向などを踏まえ、関係機関との連携により、自然環境を保全するための方策について検討し、江川下流の湿地等を保全していくための望ましい地域制緑地の指定等について検討してまいりたいと考えております。 ここでは、本文と合わせ太郎右衛門橋からみる荒川旧流路と江川下流の河畔林の写真を掲載いたしました。サクラソウビオトープの写真は、59ページ及び75ページで記載しております。頂きましたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
44	58	第4章	2 基本方針1① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用	施策番号4に アライグマ を入れる。	近年、埼玉県内において、また本市においてもアライグマの被害が増加傾向となっております。アライグマは主に生態系被害や農業被害を起こしています。頂きましたご意見を踏まえ、「特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの駆除やクビアカツヤカミキリの防除など」について、「特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの駆除やクビアカツヤカミキリやアライグマの防除など」に修正いたします。
45	58	第4章	2 基本方針1① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用	施策番号5に、 太郎右衛門自然再生事業への支援 を入れる。	荒川太郎右衛門自然再生協議会の事業に関しましては、58ページの施策1【自然再生の推進】「地域の良好な自然環境を保全するため、荒川沿いの緑は、関係機関との連携により、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の事業など、自然再生推進法に基づく取組等（エコロジカルネットワークの形成等）を市民等と一体となり推進します。」に記載しております。
46	60	第4章	2 基本方針1③ 地域の資源となる緑の保全と活用	施策番号8 良好な自然環境を保全するため、 斜面林を含め 、市民緑地や保存樹林など、新たな地域制緑地の指定に努めます。斜面林の保全は、水と緑、湿地環境の重要な要素だが、どこにもないから。	頂きましたご意見を踏まえ、「良好な自然環境を保全するため、市民緑地や保存樹林など、新たな地域制緑地の指定に努めます。」について、「良好な自然環境を保全するため、屋敷林、雑木林、斜面林などの樹林地について、新たな地域制緑地の指定に努めます。」に修正いたします。
47	60	第4章	2 基本方針1③ 地域の資源となる緑の保全と活用	60Pに果樹園の写真があるが、連動するイメージがない。施策番号10に、挿入する必要がある。	60ページの施策11【新たな方策による農地の活用】に「観光果樹園や市民農園など、農地を有効活用できる手法について検討します。」と果樹園に関する記載がありますことから、果樹園の写真を掲載いたしました。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
48	61	第4章	2 基本方針1④ 地域の文化や歴史景観を形成する緑の保全と活用	61Pの施策と泉福寺の門の写真は連動しない。寺社林の写真を入れるべき。	61ページの施策14【社寺や史跡と一体となった樹林地等の保全と活用】として、由緒あり重要な文化財である泉福寺の山門の写真を掲載いたしました。なお、泉福寺の社寺林の写真は、30ページに掲載しております。
49	62	第4章	2 基本方針2① 河川の緑による「緑の軸線」づくり	施策番号15 「荒川、江川、元荒川などの河川やその周辺の水辺の緑は、「緑の軸線」に位置づけ、関係機関との連携により、保全を図ります。」とあるが、前計画では、「緑の格子」となっていて、後退している。前計画46Pの図に、生態系保全のための 緑地整備地区（計画）とあるのに、今計画案の中では、消えている。 「緑の格子に位置づけ、緑地整備地区として、関係機関との連携」にする。	前計画におきましても、荒川、江川、元荒川などの河川及びその周辺の緑を「緑の軸線」としております。また、前計画における生態系保全のための緑地整備地区（計画）につきましては、荒川太郎右衛門自然再生事業地を図示しており、本計画では74ページの「図5-2 荒川周辺地区概要図」に、荒川太郎右衛門自然再生地として記載しております。
50	63	第4章	2 基本方針2③ 公共施設の緑による「緑の拠点」づくり	施策21【近隣公園の整備】を【近隣及び街区公園の整備】に変える。旧市街地の緑化は、緑の創設と防火・災害対策に急務であり、近隣公園か街区公園が必要である。	街区公園の整備については、66ページの施策29【街区公園の整備】に記載しております。
51	65	第4章	2 基本方針2⑤ 安全を守る公共空間の緑の整備	施策番号25【防災機能を有する公園の整備】で、都市公園は、災害時には延焼防止、避難場所、救護活動の拠点として、防災上重要な役割を有しているため、植栽等の必要な整備に努めるとともに、旧市街地や住宅密集地域に、街区公園や地区公園を整備します。を入れる。	頂きましたご意見を踏まえ、「防災上重要な役割を有しているため、植栽等の必要な整備に努めます。」について、「防災上重要な役割を有しているため、植栽等の必要な整備に努めるとともに、未整備となっている街区公園等の整備に努めます。」に修正いたします。
52	66	第4章	2 基本方針3① 緑豊かな市街地の創造	施策番号28 南小学校跡地などの駅周辺の整備にあわせ、緑地空間の確保に努めます。をします、に変える。当然の取り組みである。	本市といたしましても、桶川駅周辺の緑地空間の確保は必要であると認識しております。緑地空間の確保は、関係者の協力も必要となるため、確保に努めると記載しております。また、桶川駅周辺地区については「緑化重点地区」として、本地区において重点的に講じる主な施策などを掲げております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
53	66	第4章	2 基本方針3① 緑豊かな市街地の創造	施策番号29 【街区公園の整備】は、3施設を増やすことを努力するという表現だが、まずどの地域にするのかを明確にし、努めます。を整備しますに変える。	街区公園の整備について、3施設は、27ページに記載しております未整備となっている3施設を指しております。公園の整備は、地元の皆様の協力なども必要となるため、整備に努めると記載しております。
54	67	第4章	2 基本方針3② ふれあいを生み出す多様な緑の整備	施策番号38「ユニバーサルデザインの考え方に配慮した」とあるが、ユニバーサルデザインに基づく公園や緑地等の整備に変えていただきたい。自治体の義務である。前計画では、「ユニバーサルデザインに配慮します。」とあり、それより後退している。	都市公園の整備に際しましては、ユニバーサルデザインに配慮し、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき整備する必要があります。頂きましたご意見を踏まえ、「ユニバーサルデザインの考え方に配慮した公園や緑地等の整備に努めます。」について、「ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園については「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき整備します。」に修正いたします。
55	68	第4章	2 基本方針4① 協働による緑の保全と活用	施策番号43 特に荒川、江川については、国や県などの関係機関、関係する自治体や団体等と協力し、生態系の保全等に努めます。	荒川、江川については、関係機関等と連携した自然再生や環境保全の取組が行われていることから、68ページの施策43【関係機関等との協力】に「特に荒川、江川については、国や県などの関係機関、関係する自治体や団体など協力し、生態系の保全等に努めます。」と記載しております。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
56	75	第5章	2(2) 江川周辺地区	江川周辺地区 「江川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などの良好な生態系を有する自然環境であるため、国による湿地再生の取り組みも行われています。関係機関との連携による保全に向けて、特別緑地保全地区など地域制緑地の指定を検討します。に変える。都市緑地法の改正により、より取り組み易くなった事、江川地区は国も認めている貴重かつ良好な自然の残る地域であること、当市にとっても絶大なメリットがあり、これまでの取り組みの遅れを取り戻すためにも、具体策と夢のある地域づくりの模範となる可能性の大きいこと、上尾市の取り組みが前向きであり、連携が必要であることなど、様々なメリットがある。	地域制緑地とは法令や条例等により緑の良好な保全が図られている地区であり、特別緑地保全地区も含まれております。 本市としましても江川下流の湿地等は、生物多様性を守り、生態系を保全する貴重な緑であると認識しており、江川周辺地区については「緑化重点地区」として、本地区において重点的に講じる主な施策などを掲げております。 本市といたしましては、江川改修事業、上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組の進捗や地元の方々の意向などを踏まえ、関係機関との連携により、自然環境を保全するための方策について検討し、江川下流の湿地等を保全していくための望ましい地域制緑地の指定等について検討してまいりたいと考えております。
57	75 76	第5章	2(2) 江川周辺地区	基本計画(案)に記されている江川周辺地区（P75～76）について、意見を提出します。 これまでに、市民が中心となった土地の保全や湿地環境の管理活動は30年を超えて、サクラソウ・サワトラノオの県条例指定種を始めとして80種を超える埼玉県レッドデータブックの動植物が、現在も生息していると聞いています。 国や県、市も含めて、江川下流の自然環境が重要であることは、江川の河川改修や上尾道路等の公共事業を通じて広く知られてきたと思いますが、この大切な自然が将来の子どもたちや市民に確実に引継がれる状態までは至っていません。 緑のまちづくり基本計画は、江川下流の湿地や樹林地を	本計画は緑のまちづくりに関する計画であり、本市といたしましても江川下流の湿地等は、生物多様性を守り、生態系を保全する貴重な緑であると認識していることから、江川周辺地区については「緑化重点地区」として、本地区において重点的に講じる主な施策などを掲げております。 第2次上尾市緑の基本計画では「江川下流域の自然保全については、江川改修事業や上尾道路の事業の進捗状況、国や埼玉県動向を踏まえて、特別緑地保全地区の指定を検討します。」などの記載がございますが、本計画においても「江川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などの良好な生態系を有する自然環境であるため、関係機関との連携による保全に向けて、地域制

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画(案)に関する意見等の募集結果

No.	ページ	章	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
				地権者の善意に頼るだけでなく、制度の活用や公共事業として公的な見通しを桶川市が明らかにするための計画だと思います。そうした意味では、江川下流は市民が自らトラスト活動として基金を集めたり、多くの労力を使って管理作業を長く続けている割に、桶川市としての対策があまりにも不十分かつ遅いことを強く感じています。上尾側の領家地区の地権者の話では、上尾市の基本計画では相続等によって土地の維持が難しくなった時には、買い取りが行われる特別緑地保全地区の指定を要望し、それが計画にきちんと位置づけされたと言いました。江川をはさんで、桶川側と上尾側には同じ湿地や林などの自然環境が広がっていますが、上尾側は保全の見通しが示されているのに対し、桶川側の具体的な保全の見通しが不明確なままであっては、地権者の立場からは納得できないと思われます。江川の改修や上尾道路建設等では、江川下流は一体的な自然環境として効果的な動植物や自然環境の対策が講じられていると思います。桶川市緑のまちづくり基本計画の作成でも、上尾市と歩調を合わせて特別緑地保全地区の指定を行うことを、基本計画に具体的に記すよう意見を出します。	緑地の指定を検討します。」と記載しております。 地域制緑地とは法令や条例等により緑の良好な保全が図られている地区であり、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区もこの中に含まれております。 本市といたしましては、江川改修事業や上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組の進捗や地元の皆様の意向などを踏まえ、関係機関との連携により、自然環境を保全するための方策について検討し、江川下流の湿地等を保全していくための望ましい地域制緑地の指定等について検討してまいりたいと考えております。
58	77	第5章	2(3) 桶川駅周辺地区	桶川駅周辺地区に、「緑や公園の少ない既成市街地や住宅密集地に、街区公園や緑地空間を整備します」を入れる。すでに何度も書いているが、都市計画税や補助金、起債などを活用し、区画整理地は、公園や街路が整備されているが、既成市街地はその恩恵がなく、今日まで来ている。災害、火災になった時の被害想定も視野に、市街地の緑地空間の整備をしないと、コンパクトシティにはならない。	桶川駅周辺地区では、既成市街地における住宅地の緑化を推進するため、生垣や庭木などの植栽を推進いたします。また、潤いのある都市空間を形成するため、建築物の屋上緑化や壁面緑化の普及に努めることとしております。桶川駅周辺だけでなく、市街地におきましては66ページの施策29【街区公園の整備】や、施策30【児童遊園地等の適正な保全と管理】に取り組んでまいります。